

阿久根市観光サイト情報掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、阿久根市観光サイト（以下「WEBサイト」という。）の円滑かつ適正な運用を図るため、WEBサイトに掲載する情報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 この要領は、WEBサイト管理者がインターネット上で提供するWEBサイトにかかわる一切の關係に適用する。

2 この要領は、WEBサイト管理者が指定する手続に基づき、情報の掲載を希望する者がWEBサイト管理者へ情報掲載を申し込んだ時から適用する。

（情報掲載者の資格）

第3条 情報掲載者は、阿久根市内に事業所・店舗又は住所を有する者とする。ただし、阿久根市の観光振興のためWEBサイト管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

（掲載基準等）

第4条 WEBサイトへの情報の掲載を希望する者は、この要領を承諾し、必要事項（以下「申込情報」という。）を事前にWEBサイト管理者と調整の上、所定申込用紙に記入し申し込むものとする。

2 WEBサイト管理者は、情報掲載の申込みを受けた場合は、内容等を審査し、問題がないと判断したときはWEBサイトに掲載するものとする。

3 WEBサイト内の観光スポットや体験、グルメ・特産品、宿泊・温泉に掲載する情報は、情報掲載者の事業が次の各号に掲げるジャンル及び条件のいずれかに該当する場合に限り掲載するものとする。ただし、阿久根市の観光振興のためWEBサイト管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 観光スポットや体験、グルメ・特産品、宿泊・温泉のいずれかのジャンルに該当すること。
- (2) ジャンル内のカテゴリ（WEBサイト内に記載）のいずれかの項目に該当すること。
- (3) 阿久根でしか体験できないコンテンツであること。

例1）阿久根産食材を使った料理を提供している飲食店等

例２）阿久根大島を眺めるマリンスポーツ体験等

４ ＷＥＢサイト内のイベントに掲載する情報は、情報掲載者の事業が次の各号に掲げる条件に該当する場合に限り掲載するものとする。ただし、阿久根市の観光振興のためＷＥＢサイト管理者が特別に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 阿久根市内で開催されるイベントであること。
- (2) 100名以上の来客が参加可能な規模のイベントであること。
- (3) 阿久根市の観光振興に資するイベントであること。

例１）市の後援を受けるフリーマーケット（マルシェ）イベント等

例２）過去に市の後援を受けたことのある食のイベント等

５ 情報掲載者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、ＷＥＢサイトに情報を掲載しない。

- (1) 申込内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 過去にこの要領違反等により掲載の取消しがあることが判明した場とき。
- (3) その他ＷＥＢサイト管理者が不適当と判断したとき。

（掲載情報の更新・削除）

第５条 情報掲載者は、掲載情報に変更があったときは、速やかにＷＥＢサイト管理者に申し出るものとする。

２ 掲載情報の更新及び削除を行わなかったことにより情報掲載者が被害を被った場合であっても、ＷＥＢサイト管理者はその責任を負わない。

（ＷＥＢサイトの変更及び中止）

第６条 ＷＥＢサイト管理者は情報掲載者に事前に通知することなく、ＷＥＢサイトの一部又は全部を変更することがある。

２ ＷＥＢサイト管理者は、特段の事情によりやむを得ずＷＥＢサイトを中止することがある。

（掲載の取消し）

第７条 ＷＥＢサイト管理者は、情報掲載者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めたときは、当該掲載者に対する事前の催告・通知なく掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 掲載申込内容に虚偽の申告があったとき。
- (2) この要領及び諸規定に違反又は遵守しないとき。
- (3) 掲載されている情報等の不正利用又は改ざんを行ったとき。

- (4) 掲載された事業所等が営業を行っていないとき。
- (5) その他WEBサイト管理者が掲載を不適当と判断したとき。

(その他)

第8条 情報掲載者は、この要領に違反し、又は情報を掲載することに関して、WEBサイト管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 情報掲載者は、この要領に違反し、又は情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生したときは、情報掲載者において解決するものとし、WEBサイト管理者に損害を与えないものとする。

3 WEBサイト管理者は、WEBサイトの変更、中止、中断及びWEBサイトに情報を掲載することに関して、情報掲載者が被害を被った場合においても、いかなる責任も一切の損害賠償の義務も負わないものとする。

4 WEBサイト管理者は、情報掲載者の事前の承諾を得ることなく、この要領を変更することがあり、情報掲載者は変更後の要領の適用を受けるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。